

技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

令和 2 年 5 月 29 日

令和 2 年 12 月 16 日改訂

令和 4 年 8 月 5 日改訂

厚生労働省参事官（能力評価担当）

技能検定の実施に当たっては、令和 2 年 5 月に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため取り組むべき具体的な事項等として、「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」（令和 2 年 5 月 29 日付け厚生労働省参事官（能力評価担当）通知）を取りまとめ、同年 12 月に改訂してきたところ、その後の感染状況や新たな知見を踏まえ、今般、同ガイドラインを改訂しましたので、技能検定試験を実施する機関（以下「試験実施機関」という。）においては、これを参考に、感染防止対策の一層の取組強化を図り、徹底した感染防止対策の下での安全な技能検定の実施を図るよう適切な対応をお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、変更があり得ることに御留意ください。

<技能検定ガイドラインにおいて取り組むべき具体的な事項>

- 1 受検申請時の対応
- 2 定期試験時の対応
- 3 随時試験時の対応
- 4 合格発表時の対応
- 5 技能検定関係者の健康管理
- 6 その他

1 受検申請時の対応

(1) 技能検定の受検申請は、窓口での受付は控え、原則として、郵送又はオンラインにより受付を行うこと。やむを得ず窓口での受付を行う場合は、以下の対応を採ること。

- ・ 整理券の配布等により受検申請者の行列の発生を防止すること。
- ・ 受付時には、申請書類の受取にとどめ、書類の確認は追って行うこととし、必要があれば、受検申請者に電話等で追加提出・修正等を依頼すること。
- ・ 待機時等に受検申請者同士が接近することがないように、十分な間隔を取ることができるように誘導すること。
- ・ 受検申請者に、手洗い、アルコール消毒、マスクの着用等の感染防止対策を勧

奨励すること。受付担当職員にも、手洗い、アルコール消毒、マスクやフェイスシールドの着用等の感染防止対策を徹底すること。

- (2) 新型コロナウイルスの感染や濃厚接触等により、受検の自粛を要請する場合があることに理解を求めること。

2 定期試験時の対応

- (1) 試験日前に新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日当日が療養期間中の者への自粛要請

新型コロナウイルス感染症が感染症法に基づく指定感染症であることから、受検させることは適当でないため、受検の自粛を要請すること。

- (2) 受検者、検定委員及び補佐員等（以下「受検者等」という。）への依頼事項

ア 試験会場における感染拡大防止措置への協力

イ マスクの持参及び会場内でのマスクの着用

(注) ただし、実技試験（職種）によって、防護具等の着用が必要であるなど、マスクの着用が困難である場合には、受検者間の十分な間隔の確保等、マスク着用以外の感染防止対策を講ずることにより、マスクを着用しないこととすることも可能であること。

粉じんが発生する作業を伴う職種については、防じんマスクを着用することをもって通常のマスクの着用にて代えることとして差し支えない。

また、夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用した場合、熱中症のリスクが高くなるため、屋外で受検者と十分な身体的距離（2 m以上を目安）が確保できる場合、屋内であってもほかの受検者と身体的距離を確保でき、かつ会話をほとんど行わない場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクを着用しなくとも差し支えない。

特に外気を取り込みにくい N95 などのマスクを着用して負荷のかかる作業等を行った場合、十分な呼吸ができずに体調に影響を及ぼす可能性があることから、受検者に事前に周知し、体調不良を起こすことがないような準備を依頼すること。

ウ 会場におけるこまめな手洗い、アルコール等による手指消毒の実施

エ 試験当日の体温の報告

オ 試験日前7日間における以下の事項の報告

(ア) 37.5 度以上の発熱

(イ) 咳、のどの痛みなどの風邪の症状

(ウ) だるさ（倦怠感）、息苦しさ

(エ) 嗅覚や味覚の異常

(オ) 身体が重く感じる、疲れやすい等

(カ) 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無

(キ) 同居家族や身近な知人の感染が疑われる方の有無

(3) 試験会場での対応

ア 試験会場の入口及び施設内に、石けん及び消毒用アルコールを設置する等、手指の衛生を保つことができる環境を整備すること。

イ 試験実施機関は、試験会場の入口において、必要に応じて検温を実施するほか、上記(2)エ及びオの報告を求め、受検者等の健康状態を確認すること。

ウ 受検者等に発熱等の症状がみられた場合は、当該受検者等の状況を総合的に勘案し、必要に応じて受検等の自粛を申し入れること。

エ 適切な環境維持のため試験会場の換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて湿度、温度の管理に努めること。試験中においても、試験の実施に支障が生じない範囲で換気に努めることとし、必要に応じ「感染拡大防止のための効果的な換気について」(令和4年7月14日付、新型コロナウイルス感染症対策分科会)も参考にすること。

オ 試験の配席・配置に当たっては、原則として受検者相互に1メートル程度(マスクを着用する場合。マスクを着用しない場合は2メートル程度)の間隔を取るよう配席・配置を行うこと。

カ 実技試験においては、受検者間にアクリル板、透明ビニールカーテン等を設置することも有効であるが、作業内容によっては可燃物を使用することにより火災を発生させるおそれがあるので、事前に安全性を検証すること。また、採寸など試験の内容によって上記オの間隔をとることが困難な場合は、マスク着用、アルコール消毒など他の感染防止対策を徹底し、実技試験の実施に支障がない範囲で間隔をとることとして差し支えない。

キ 共用する機器については、原則として受検者が使用するたびに消毒すること。

ク 試験会場内の休憩スペース、食事スペース等において人が密集することがないように、一度に使用する人数を減らす、相互に間隔を取らせる等の措置を採ること。

ケ 試験会場内での人の移動により受検者等が密集することのないよう、入室、退室を一斉に行わせないこと。

3 随時試験の対応

定期試験の対応に加え、受検者が日本語を母国語としないことを踏まえ丁寧に対応すること。

4 合格発表時の対応

原則としてホームページ、郵送等により発表すること。庁舎内の掲示板等での発表は受検者の密集を招く可能性があるので実施しないこと。

5 技能検定関係者の健康管理

(1) 都道府県、都道府県職業能力開発協会及び指定試験機関

都道府県、都道府県職業能力開発協会及び指定試験機関は、技能検定に関する業務に従事する職員等の健康管理に努め、その業務において新型コロナウイルス感染症に感染するリスクを減少させる取組を行うこと。

また、職員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は濃厚接触者となった場合等を想定した技能検定の実施体制を検討しておくこと。

(2) 職員等

技能検定に関わる都道府県職員、都道府県職業能力開発協会職員、指定試験機関職員、検定委員及び補佐員等は、自身の健康管理に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めること。

6 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症に罹患し療養者となった受検者や濃厚接触者に該当するなどして受検の自粛を要請する場合の取り扱いについては、受験申請時に案内するなど受検者の理解を得るよう努めること。

(2) なお、試験実施機関の判断により、受検手数料の返還や次回試験への振替等の措置を講じても差し支えない。